

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、会計年度任用職員に関する規定が整備されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年香川県条例第6号）

- 1 流域下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、流域下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

### ◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年香川県条例第7号）

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

### ◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第8号）

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、地方公務員の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」が削られること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和元年12月14日から施行することとした。

### ◇香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第9号）

- 1 道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正により、道路における自転車通行空間の確保を推進するため、自転車通行帯が新たに規定されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

### ◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第10号）

- 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部が改正され、興行場等の特殊建築物に係る主要構造部の性能に関する技術的基準が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第11号）

- 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第12号）

- 1 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により、運転免許試験の一部が免除される場合の運転免許試験手数料において、新たに公安委員会がやむを得ないと認める事情があった場合の手数料が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和元年12月1日から施行することとした。